

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】 Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－７ 子会社等</p> <p>（新設）</p>	<p>【本編】 Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－７ 子会社等</p> <p>Ⅲ－４－７－４ 銀行業高度化等会社</p> <p>（１）基本的な考え方 <u>銀行は、法第16条の2第1項第12号の3に掲げる会社（以下「銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</u> <u>他方で、銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</u></p> <p>（２）認可審査にあたっての留意点 <u>銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、銀行法施行規則第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>① 出資額 <u>出資額の適切性については、銀行業高度化等会社の認可を申請する銀行（以下（２）から（４）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。</u></p> <p>② 出資比率等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

銀行業高度化等会社を子会社等とする場合、銀行業高度化等会社においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。

また、銀行業高度化等会社に対する銀行の支配力が及ばない場合、銀行業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、銀行業高度化等会社の業務が、銀行業の高度化又は利用者の利便の向上に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。

③ 業務の内容

申請銀行は、認可の申請に際しては、銀行業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。

銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。

また、銀行業高度化等会社の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、銀行業高度化等会社が銀行法施行規則第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。

④ 申請銀行の業務への影響等

銀行業高度化等会社の業務の内容が、銀行業の高度化や利用者の利便

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

の向上に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、銀行業高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、銀行業高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。

(3) 出資後の管理等

銀行が、銀行業高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は銀行業高度化等会社の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、銀行業高度化等会社の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。

なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。

(4) 地域商社

銀行業高度化等会社としては、いわゆる FinTech 企業のように情報通信技術を利用した会社のみが想定されるものではない。このため、いわゆる地域商社（地方創生や地域経済の活性化等のため、地域の優れた商品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社）に対して基準議決権数を超える出資を行うことも、法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 3 の要件を満たす限りは許容される。

すなわち、地域経済の活性化等を目的として、地域商社が業務において培った技術を活用すること等により、地域の特性に適した商品・サービスの企画や流通形態を提供し、銀行の取引先企業のマーケティングや販路の拡大に寄与することができる場合、当該地域商社は利用者の利便に資するものとして銀行業高度化等会社に該当し得る。ただし、地域商社の業務の内容は様々であるところ、認可審査においては、特に以下の点についても留意する必要がある。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

① 物流への関与等

地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務は、他業禁止の趣旨を踏まえれば、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上することが見込まれ、かつ、物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれと認められる場合に限りに、営むことが許容される。例えば、以下のような場合には、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上するといえると考えられる。

- ・ 地域商社において物流を担うこと等によって、当該地域商社において受注情報や在庫情報、仕入価格や販売価格に係る情報を集約しマーケティングや販路の拡大へ寄与するとともに、これを銀行が融資等の審査業務に活用ができるような場合。
- ・ 地域商社において在庫管理を行うこと等によって、ABL等の融資形態の活用資する場合。

また、地域商社が物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは大きいものであってはならない。そこで、認可審査の際には、在庫保有を含む物流機能を実際に担う程度とそれに伴うリスクや弊害のおそれ（出資の毀損のほか、銀行の顧客が当該地域商社の仕入先又は卸先となる場合の利益相反、優越的地位の濫用、又は、これらが生じた場合のレピュテーションの低下等）、これに対する管理態勢を個別に審査することになる。例えば、以下のような場合には、物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは大きくないと考えられる。

- ・ 地域外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするための必要な程度に止まっている場合（これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。）。

なお、地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、E

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>Ⅲ－４－７－<u>４</u> 銀行とその銀行とその証券子会社等の関係 Ⅲ－４－７－<u>５</u> 金融機関等とその関係保険会社の関係 Ⅲ－４－７－<u>６</u> 子会社等に係るその他の留意事項</p>	<p><u>Cモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、上記のような他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは限定的であると考えられる。</u></p> <p>② 製造・商品加工への関与</p> <p><u>地域商社が銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されず、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－４－７－<u>５</u> 銀行とその銀行とその証券子会社等の関係 Ⅲ－４－７－<u>６</u> 金融機関等とその関係保険会社の関係 Ⅲ－４－７－<u>７</u> 子会社等に係るその他の留意事項</p>
---	--